

第四十五号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権発生日	令和五年五月十日
債権発生理由	地方自治法施行令第百五十九条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和五年十一月二十二日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。